

# 第 1 章 保存活用計画策定の経緯と目的

## 1. 計画策定の経緯・目的

八上城跡は、丹波地方を代表する戦国領主である波多野氏が、室町時代から戦国時代にかけて本拠地とした山城である。篠山盆地と山陰道を見下ろす高城山(標高約 460m)と法光寺山(標高約 340m)を中心に築かれ、東西約 3 km、南北約 1.4 km の広大な城域を有する。

丹波篠山市(旧篠山町)では、昭和 43 年(1968)に高城山に築かれた本城である八上城跡を「史跡八上城跡」として町史跡に指定し、その後平成 6 年(1994)に中央主郭から西へ延びる尾根先端に築かれた奥谷城(蕪丸)跡を追加指定した。しかしながらその範囲は、支城である法光寺城跡が含まれず、城域のごく一部分に限られ、その保存にむけて万全とはいえない状況であった。また伝承が先行する八上城について、縄張り及び城下町の調査や文献史料の分析が断片的にとどまり、総合的な調査が行われていなかった。

そこで丹波篠山市(旧篠山市)では、平成 13 年度(2001)から 15 年度(2003)にかけて、八上城・法光寺城跡学術調査委員会を組織し、国指定を視野に入れた八上城跡の縄張り調査及び城下町の文献史料調査を実施した。その結果、八上城跡の城郭構造と城下の空間構成が明らかとなり、歴史的評価を踏まえ平成 17 年(2005)3 月 2 日に、八上城跡と奥谷城(蕪丸)跡に加えて、法光寺城跡も含めた範囲が史跡八上城跡として国史跡に指定された。

その後、石垣現況調査や自然環境調査を実施し、平成 18 年(2006)3 月には、保存管理のあり方や整備の基本的な考え方を示した『史跡八上城跡保存管理計画策定報告書(以下:旧計画書)』をまとめ、これまで保存管理や整備に努めてきた。

しかしながら計画策定から 18 年以上が経過し、八上城跡を取り巻く環境や社会状況等も変化し、今後の城跡の保存と適切な活用のために、旧計画書の内容についての見直しが必要となってきた。

そのため、地域の象徴であり貴重な歴史文化資産である八上城跡の確実な保存と次世代への継承、ならびに適切な活用を図ることで、その価値を広く発信し、市内及び周辺地域に存在する歴史文化遺産との包括的な活用のあり方の方向性を検討するために、新たな『史跡八上城跡保存活用計画』を策定するものである。

### 計画策定の目的

- 八上城跡及び周辺環境が有する多様な価値を整理し、その価値を次世代へ確実に継承するための保存と、地域の象徴としての活用の方向性を明示する。
- 歴史的価値の高い城跡の保存と適切な活用を実現するための整備及び運営のあり方を示す。

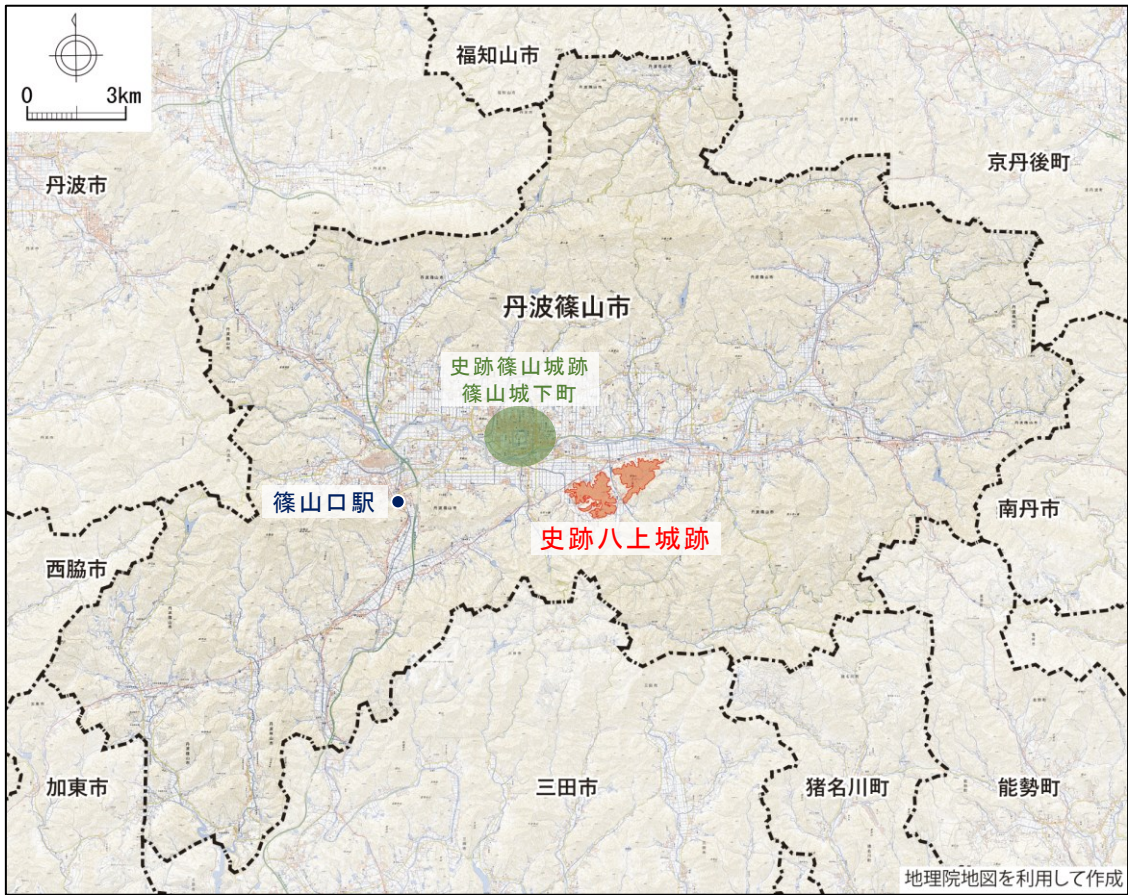


图 1-1 位置图-1

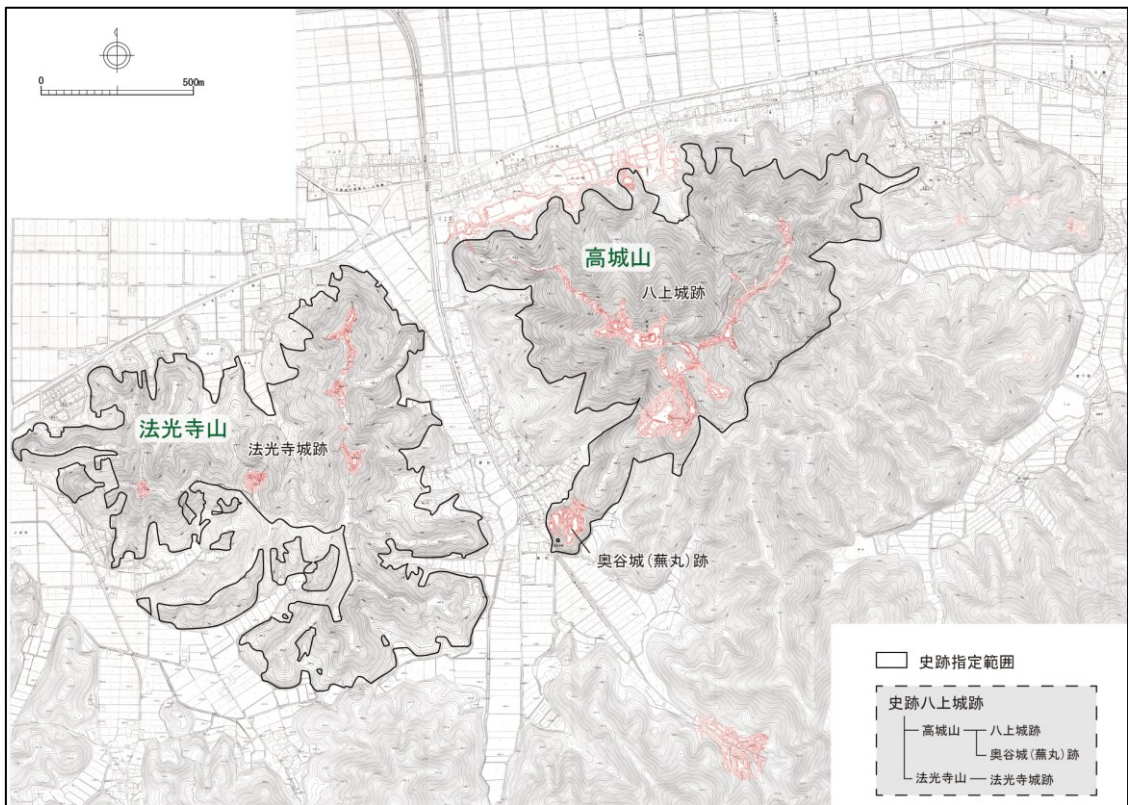


图 1-2 位置图-2

## 2. 計画の期間と対象範囲

### (1) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度(2025)から令和16年度(2034)までの10年間とし、第1期前期(5年以内)に実施すべき内容、第1期後期(10年以内)に実施すべき内容、第2期以降(10年以降)に実施すべき内容を検討していく。これらについては5年ごとの検証を実施する。

### (2) 計画の対象範囲

本計画の主たる対象範囲は、史跡八上城跡の史跡指定地 1,776,642.27 m<sup>2</sup>(高城山：843,816.85 m<sup>2</sup>、法光寺山：932,655.42 m<sup>2</sup>)である。なお旧計画書では、保存管理の対象範囲に、山上の八上城主郭部と、対を成す山下の館としての主膳屋敷跡、城下町であった蕪丸山麓部周辺ならびに八上内・八上上の街道筋、波多野氏の氏寺である東仙寺跡、周辺丘陵地に点在する付城群を含めた指定地周辺の関連遺跡群も含まれている。本計画もこれを踏襲する。ただし周辺丘陵地に点在する付城群については、明智氏と波多野氏との攻防に関する付城跡を、本計画の対象として取り上げる。(図1-4参照)なお、今後の調査研究によって変更の可能性がある。

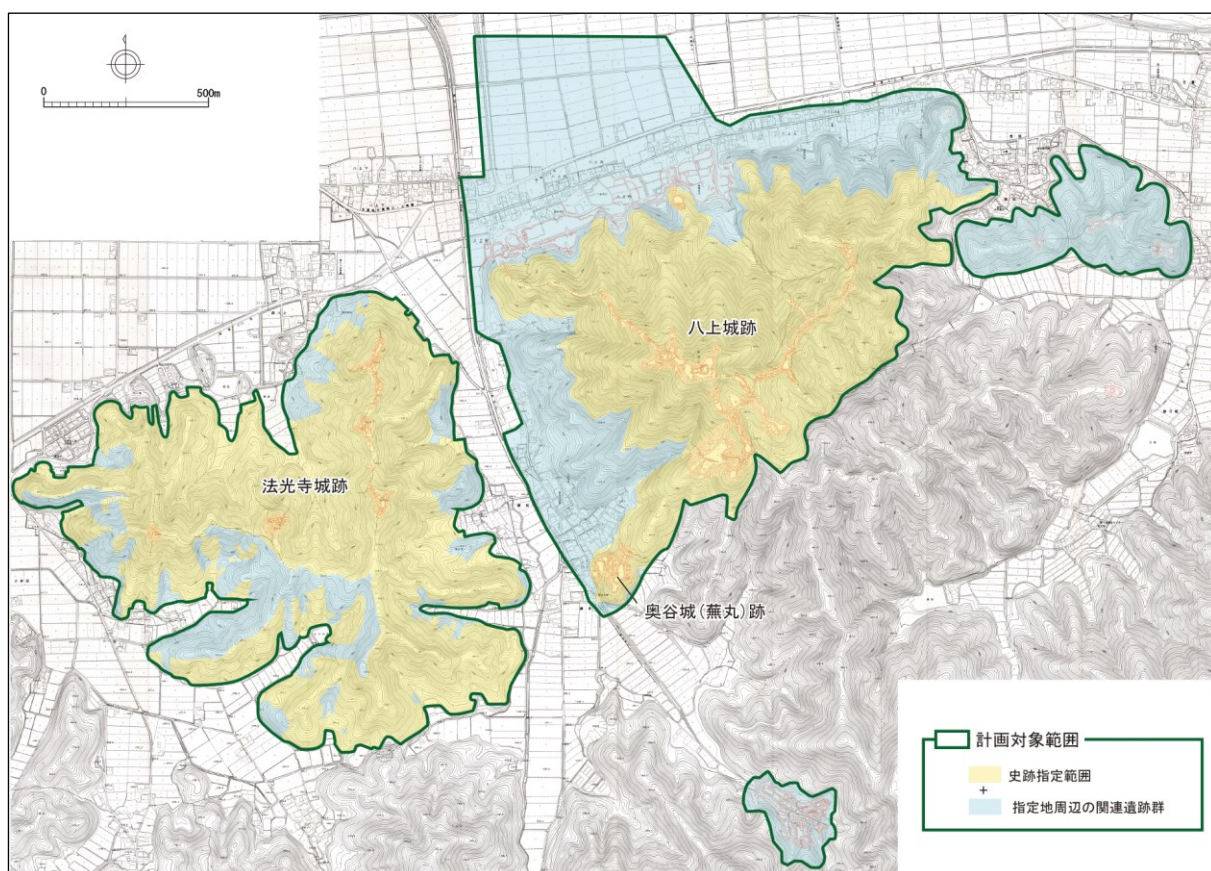


図 1-3 計画対象範囲図

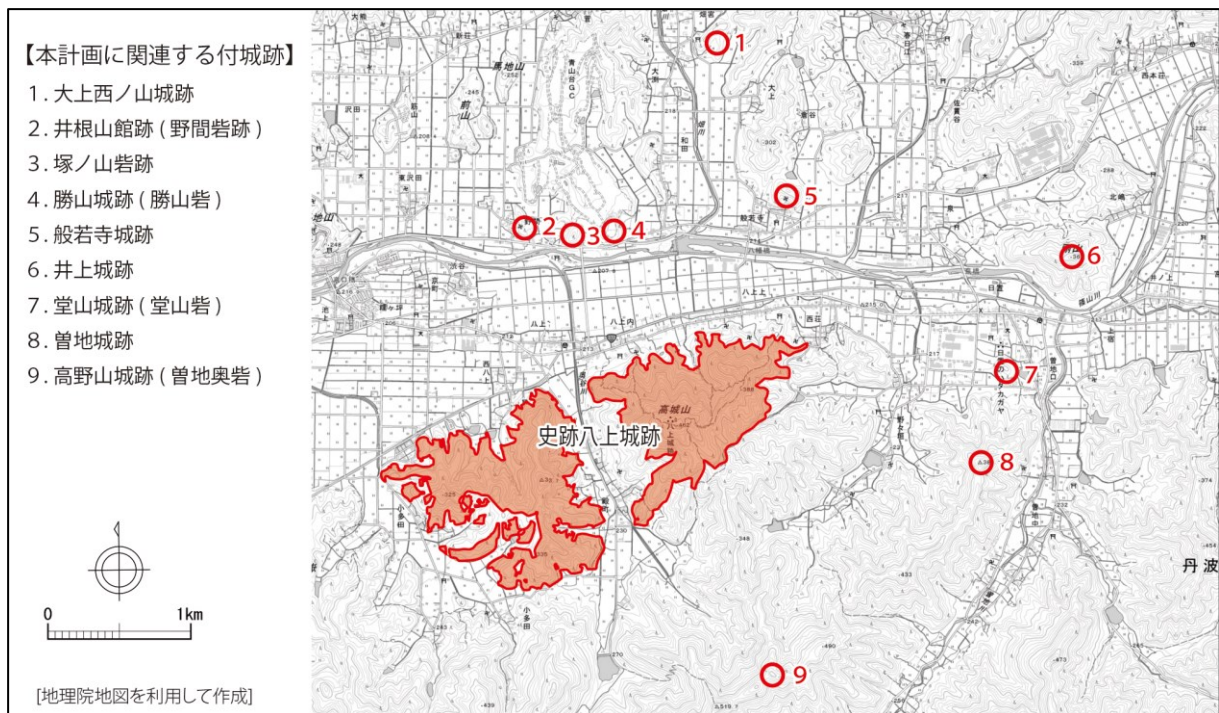
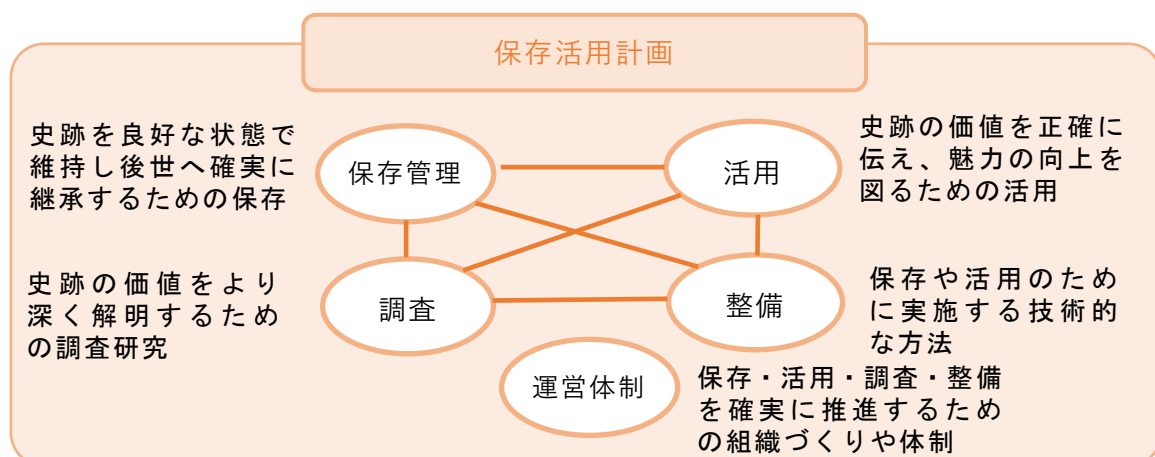


図 1-4 明智氏と波多野氏との攻防に関する付城跡

### 3. 保存活用計画の構成

史跡の「保護」は「保存管理」と「活用」から成る。「保存管理」とは、史跡を良好な状態で維持し、後世に確実に継承することである。一方、「活用」とは、地域住民や来訪者に史跡の価値を正確に伝え、それを適切に現代社会に活かすことである。また「調査」により史跡の価値をより深め、「保存管理」と「活用」につなげる必要がある。この「保存管理」と「活用」の両者が相乗効果を生み出せるようにするための技術的な方法が「整備」であり、それを確実に進めていく上で必要となる組織づくりや体制が「運営体制」である。

本計画では、八上城跡を適切に保存し次世代へと確実に伝えていくために、史跡の本質的価値や構成要素を明確化するとともに、丹波篠山市の歴史的背景や歴史文化資産等の特徴を踏まえた上で、望ましい「保存管理」と「活用」のあり方を示す。さらに保存と活用を行う上で必要となる「調査」・「整備」・「運営体制」の方針を示す。



#### 4. 委員会の設置と策定経過

本計画の策定にあたっては、丹波篠山市教育委員会社会教育・文化財課を事務局として検討を行い、関連業務を株式会社都市景観設計に委託した。

計画の策定にあたっては、学識経験者、行政関係者などにより構成された「史跡八上城跡保存活用計画策定委員会」を設置し審議や検討を行うとともに、文化庁ならびに兵庫県教育委員会の指導・助言を得た。

##### ■史跡八上城跡保存活用計画策定委員会 委員等一覧

役 職	氏 名	所 属 等
委員長	仁木 宏	大阪公立大学 大学院文学研究科 哲学歴史学専攻教授
委 員	中西裕樹	京都先端科学大学 全学共通教育機構 特任准教授
	服部 保	兵庫県立南但馬自然学校学長
	小野健吉	大阪観光大学 観光学部教授
	池田正男	丹波篠山市文化財保護審議会委員 丹波篠山市八上まちづくり協議会
	植村富明	丹波篠山市日置地区まちづくり協議会
オブザーバー	滑川敦子	文化庁文化財第二課
	服部 寛	兵庫県教育委員会 文化財課 副課長
	大本朋弥	兵庫県教育委員会 文化財課 主査
	押田健一	丹波篠山市農都創造部森づくり課
	酒井 誠	丹波篠山市観光交流部商工観光課
事 務 局	丹後政俊	丹波篠山市教育委員会 教育長
	小林康弘	丹波篠山市教育委員会 教育部長
	村上由樹	丹波篠山市教育委員会 文化財課 課長 (令和5年度)
	田中和哉	丹波篠山市教育委員会 文化財課 係長 (令和5年度) 丹波篠山市教育委員会 社会教育・文化財課 課長 (令和6年度)
	植木 友	丹波篠山市教育委員会 社会教育・文化財課 係長 (令和6年度)
	山本有子	丹波篠山市教育委員会 社会教育・文化財課 主査 (令和6年度)
策定業務受注者	(株)都市景観設計	

■ 計画策定に係る検討の経過

年度	委員会	開催日	協議内容(計画策定に係る内容のみ記載)
令和5年度	第1回委員会	令和6年 1月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保存活用計画(素案)について</li> <li>・ 保存活用計画策定の目的及び構成について</li> <li>・ 今後の計画策定に向けた進め方について</li> </ul>
	第2回委員会	令和6年 3月 1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第5章「八上城跡の本質的価値」について</li> <li>・ 第6章「現状と課題」について</li> </ul>
令和6年度	第1回委員会	令和6年 9月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2回委員会での意見を踏まえた修正について</li> <li>・ 第7章「大綱・基本方針」について</li> <li>・ 第8章から第12章について</li> </ul>
	第2回委員会	令和6年12月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回委員会での意見を踏まえた修正について(第5章～第12章)</li> <li>・ 第13章「実施計画」について</li> <li>・ 第14章「経過観察」について</li> </ul>
	第3回委員会	令和7年 1月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回委員会での意見を踏まえた修正について(第1章～第14章)</li> </ul>



写真 1-1 令和5年度 第2回委員会



写真 1-2 令和6年度 文化庁による現地視察



写真 1-3 令和6年度 第1回委員会



写真 1-4 令和6年度 第2回委員会

## 5. 上位関連計画

丹波篠山市におけるまちづくりの指針は、市の最上位計画である「第3次丹波篠山市総合計画」において方向性が示されている。なかでも、景観・歴史・文化に関しては、「良好な景観や伝統文化を大切に継承し、活用するまちづくり」を基本目標に掲げている。また丹波篠山市の特徴的な景観のあり方や土地利用の指針については、各種の計画が策定されている。

さらに丹波篠山市が有する多様な歴史文化資産については、「篠山市歴史文化基本構想」や「丹波篠山市文化財保存活用地域計画」において、歴史文化資産の調査を踏まえ、保存・活用の考え方を示している。

史跡八上城跡及び関連遺跡群を含む計画対象については、「史跡八上城跡保存管理計画策定報告書」（平成18年(2006)3月)において、保存と活用についての基本的な考え方が示されている。

一方兵庫県では、「兵庫県文化財保存活用大綱」（令和2年(2020)3月)を策定し、県内の文化遺産に関する保存と活用の方向性を明確化し、今後の取り組みに対する基本的な方針を示している。

本計画は、これらの上位関連計画との整合性や連携を図りながら、社会情勢の変化等を踏まえ、先述の「史跡八上城跡保存管理計画策定報告書」の内容を精査し、新たな史跡八上城跡の保存と活用に関する計画を策定するものとする。

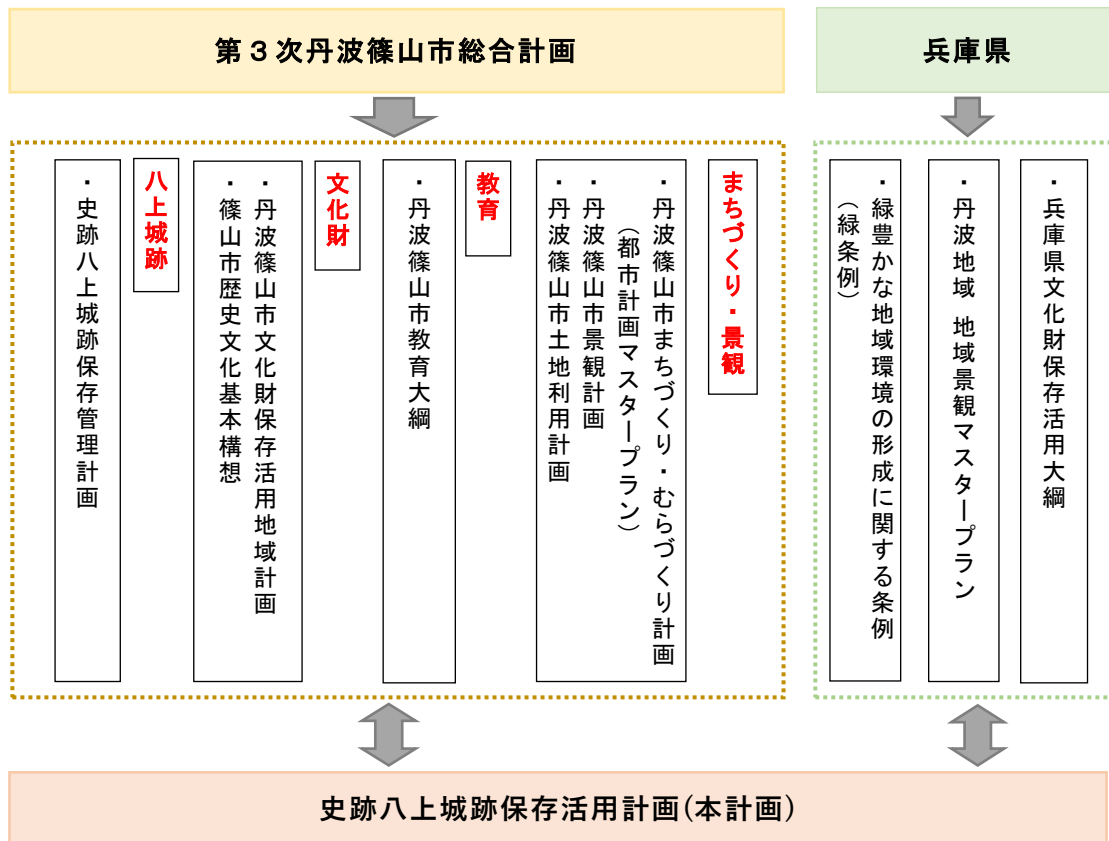


図 1-5 本計画の位置付け

■上位関連計画の一覧

	名称	概要	策定・改訂年月
丹波篠山市	① 第3次丹波篠山市総合計画 基本構想・前期基本計画	市の将来像である『「丹波篠山」だからこそ実現できるあなたの夢・安心・未来』の実現に向け、丹波篠山市のまちづくりの基本的な考え方を示している。	令和2年(2020) 12月
	② 丹波篠山市まちづくり・むらづくり計画 (都市計画マスタープラン)	丹波篠山市が目指す将来の都市空間や、その実現に向けた都市計画の取り組みの方向性を明らかにし、まちづくりの総合的・戦略的な推進のための計画を示している。	令和5年(2023)
	③ 丹波篠山市景観計画	丹波篠山の有する良好な景観をより美しいものにし、魅力ある丹波篠山の景観まちづくりの実現を目的に、景観形成に取り組むための基本的な考え方を示している。	令和3年(2021) 4月
	④ 丹波篠山市土地利用基本計画 [第2次丹波篠山市国土利用計画]	丹波篠山市の土地利用に関する基本的な考え方や指針を示しており、地域の特徴を反映させるために、地区単位ごとに詳細な土地利用方針を示している。	平成30年(2018) 10月
	⑤ 丹波篠山市教育大綱	「しあわせ多きふるさと丹波篠山を担う」を理念に、丹波篠山市が取り組む教育施策の基本方針を示している。 ※適用期間：令和5～8年度	令和5年(2023) 12月
	⑥ 丹波篠山市文化財保存活用 地域計画	令和3～12年度(2021～2030)の10年間を計画期間として、歴史文化を活かしたまちづくりのマスタープランであり、かつ具体的な事業を定めたアクションプランである。	令和3年(2021) 3月
	⑦ 篠山市歴史文化基本構想	「日本の原風景 篠山」の構成要素となる文化財を総合的にとらえ、積極的な保存・活用を図り、歴史・文化を活かしたまちづくりを進めるための基本的な考え方を示している。	平成23年(2011) 3月
	⑧ 史跡八上城跡保存管理計画	平成17年3月に国史跡に指定された八上城跡の保存と活用に向けての基本的な考え方を示している。	平成18年(2006) 3月
兵庫県	⑨ 兵庫県文化財保存活用大綱	平成30年6月の文化財保護法の改正を受け、兵庫県における豊かな歴史文化遺産の保存・活用の指針として、基本的な考え方を示している。	令和2年(2020) 3月
	⑩ 丹波地域 地域景観マスタープラン	兵庫県では、広域の見地に配慮した景観の形成等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、地域景観づくりの基本的な考え方を示している。	平成20年(2008)
	⑪ 森緑豊かな地域環境の形成に関する条例(緑条例)	緑を軸とし、広域的な見地から土地利用を考えながら、自然に配慮した開発を誘導することにより、自然と調和した地域環境の形成を目的とした条例である。	平成7年(1995) 3月

丹波篠山市の長期的なまちづくりを計画的に推進するための最上位計画で、丹波篠山市の将来像である『「丹波篠山市」だからこそ実現できるあなたの夢・安心・未来』の実現にむけて、まちづくりに取り組むにあたっての基本目標を設定している。

基本目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市民が主役で暮らしの質を高めるまちづくり</li> <li>②すべての人が尊重され、生き生きと暮らせるまちづくり</li> <li>③地域に根差した産業とうるおいのあるまちづくり</li> <li>④良好な景観や伝統文化を大切に継承し、活用するまちづくり</li> <li>⑤市民と行政が手をたずさえて取り組むまちづくり</li> <li>⑥丹波篠山ブランドを創り、活かすまちづくり</li> </ul>
------	--

以上の基本目標の中で、本計画に特に関連する目標である④と⑥における基本計画について以下に示す。

④良好な景観や伝統文化を大切に継承し、活用するまちづくり
<ul style="list-style-type: none"> <li>○良好な景観を保全継承し、体感・享受するまちをつくる</li> <li>○土地利用を継承し、賑わいのある空間を創造する</li> <li>○伝統文化をまちづくりに活かす</li> <li>○文化・芸術を新興し発信する</li> </ul>
⑥丹波篠山ブランドを創り、活かすまちづくり
<ul style="list-style-type: none"> <li>○日本遺産、創造都市をまちづくりに活かす</li> <li>○丹波篠山の宝石(地域資源)を日本の宝石に育てる</li> <li>○丹波篠山ブランドの情報を効果的に発信する</li> </ul>

## ②丹波篠山市まちづくり・むらづくり計画(都市計画マスタープラン)

丹波篠山市 令和5年

令和6年度(2024)から令和15年度(2033)の10年間を計画期間とし、丹波篠山市の空間づくりの目標像と基本方針を示している。『「農」を基盤に都市機能を融合させたまち＝農の都』を目標像とし、「農」を基盤として脈々と受け継がれてきた空間の中に、「都市機能」を「農」と調和する形で、「農」が培った空間がそばにあることを意識しながら、まちの活力を創造する空間づくりを目指しており、その基本方針は以下のとおりである。

<ul style="list-style-type: none"> <li>①農の都の基盤となる自然・田園風景を将来にわたり継承する空間づくり</li> <li>②まちの機能や土地利用を秩序立てて配置する空間づくり</li> <li>③田園や歴史的なまちなみなどの資源をいかし暮らしの発展へとつなげるワクワクする空間づくり</li> <li>④安全・安心で便利な暮らしを支える都市基盤づくり</li> <li>⑤コミュニティのまとまり・結びつきを大切にした地域主体の連携まちづくり</li> </ul>
--

③丹波篠山市景観計画

丹波篠山市 令和3年4月

丹波篠山の有する良好な景観の保全・育成・創出を図り、魅力ある丹波篠山の景観まちづくりの実現を目的として、景観形成に関する基本方針を定めている。

景観形成に関する基本方針
①土地利用に応じた適切な景観基準による誘導・規制 ②田園農地、里山等の自然景観の保全継承 ③歴史的町並みの保全継承 ④新たな景観の創出 ⑤地域特性に応じた景観形成 ⑥丹波篠山にふさわしい屋外広告物への規制・誘導 ⑦市民の啓発普及の推進(人材づくり)

また、市内に形成された特徴ある景観を踏まえ、市域を「歴史的な町の区域」、「まちの区域」、「さとの区域」、「森の区域」に区分し、それぞれの区域ごとの景観形成基準を定めている。

本計画対象地である史跡八上城跡は「森の区域」、城下町は「歴史的な町の区域」に位置付けられ、それぞれ景観形成方針が定められている。

区域	景観形成方針(抜粋)
森の区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立峰の頂部や尾根状のスカイライン、平地に突き出た小丘、城跡、ため池堤防沿い、谷川等においては、開発や建築を避け、新たに開発を計画する場合は、谷奥の領域などで傾斜が緩やかな土地を選定する。</li> <li>・区域を特徴付けている地形、樹林地や樹木等の貴重な植生を保全する。</li> <li>・丹波に適した郷土種の樹木を用いて緑化を推進し、建物と樹木が調和した美しい里山景観の形成を図る。</li> </ul>
歴史的な町の区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的町並みを単に復元するだけでなく、そこに暮らす人々の生活様式に対応しながら、歴史的情緒ある落ち着いた町並み景観の形成を図る。</li> <li>・時間をかけて展開してきた土地利用に基づき、沿道の空間構成や家屋の配置に配慮した景観形成を図る。</li> <li>・造成は、歴史的な地割を尊重し、地形の改変を少なくする。</li> <li>・川辺の水辺空間や一里塚などの歴史的資産などを保全し、歴史的な景観づくりに活用する。</li> <li>・丹波篠山に適した在来種の樹木を用いて緑化を推進し、美しく潤いのある町並みを形成する。</li> </ul>

④丹波篠山市土地利用基本計画〔第2次丹波篠山市国土利用計画〕

丹波篠山市 平成30年10月

本計画は丹波篠山市全域を対象とし、令和15年度(2033)を目標年次とした長期を見据えた土地利用の基本となる計画で、土地利用に関する基本構想を掲げ、さらに適正かつ合理的な土地利用を図るための基本となる区域区分を設定している。史跡八上城跡及び周辺における土地利用区域は、以下のとおりである

土地利用区域	概要
自然環境保全区域	豊かな自然環境を保全し、森林の有する多面的な機能の維持継承及び里山林の活用を図るとともに、史跡、歴史的文化資源及び環境の保護や保全を図る区域。 ⇒災害等の危険性が高い場所等の適正な維持・管理を進めるとともに、集落背後等の里山林においては、適正な除間伐を進め、多様な植物が自生する広葉樹林化等を図り、地域住民による利活用を推進する。また沿道から眺望される美しい山並み景観を維持する。
田園環境保全区域	盆地や谷筋に広がる農地及び農業集落を中心とする広がりのある田園景観の保全及び既存の集落環境の維持を図る区域。 ⇒広がりのある優れた田園風景を保全し、既存の集落環境の維持に努める。
歴史環境形成区域	城下町、宿場町等の歴史的資源及び環境の保全や活用を図る区域。 ⇒街道沿いの歴史まちなみの保全・育成を図るために、貴重な歴史的資源の保護に努め、歴史的環境における集落のコミュニティの形成及び継承を図る。

⑤丹波篠山市教育大綱

丹波篠山市 令和5年12月

令和5～8年度を適用期間とし、『しあわせ多きふるさと丹波篠山を担う』を理念とし、丹波篠山市が取り組む教育施策の基本方針を示しており、以下の8項目の重点施策を掲げている。

1	ふるさと教育	5	学校部活動の充実
2	子ども・子育て支援の充実	6	スポーツに親しむ
3	地域とともにある学校	7	丹波篠山ならではの文化を育む
4	学力の確立と向上	8	あいさつの励行

これらの重点施策のうち、特に本計画に関連する重点施策とその内容を以下に示す。

1	ふるさと教育	ふるさとを大切にする教育、ふるさとを誇りに思い、自らが主体的にふるさとを担うことの大切さを実感できる教育を通じ、ふるさとを愛する心を育む。
7	丹波篠山ならではの文化を育む	市内の地域それぞれに受け継がれてきた特色ある歴史文化を守り伝えていく。

⑥丹波篠山市文化財保存活用地域計画

丹波篠山市教育委員会 令和3年3月

丹波篠山市内の各地区における歴史文化の特性を踏まえて設定された19地区の全てが、輝く丹波篠山市を実現することを目的に、これまでの取り組みの継続・発展と、残された課題を整理し、「歴史資産」の保存・活用に関する方針と措置、「歴史資産」の保存・活用の推進体制を示している。なお、本地域の計画期間は、令和3年度(2021)から令和12年度(2030)の10年間である。

史跡八上城跡については、保存と活用を進めるための「史跡八上城跡整備基本計画」の策定を短期(1～3年)の実施機関に位置づけており、後期(6～10年)の実施期間には、それに基づく「史跡八上城跡保存修理事業」の実施を位置づけている。

⑦篠山市歴史文化基本構想

篠山市教育委員会 平成23年3月

「日本の原風景 篠山」を後世に伝えるため、市全域を「歴史文化保存活用区域」と捉え、その構成要素となる文化財の一体的な保存・活用のあり方を示している。

本基本構想において、「日本の原風景 篠山」を、丹波篠山市の発展形態を考慮しつつ、「城下町型」、「街道集落型」、「農村集落型」に区分しており、八上城跡の位置する八上地区は「街道集落型」に区分されている。

<p>丹波篠山市の歴史文化の特性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日本の原風景の骨格を形成している自然・地勢</li> <li>○中世荘園の遺構を残す農地と農村集落</li> <li>○近世城下町と街道集落の成立による文化の興隆</li> </ul>
<p>歴史文化基本構想の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇基本理念 「景(すがた)」「時(とき)」「心(こころ)」をつなぐまちづくり</li> <li>◇基本方針 <ul style="list-style-type: none"> <li>○「歴史文化まちづくり資産」の適切な保存・活用を推進する</li> <li>○歴史文化を活かしたまちづくりの仕組みを構築する</li> <li>○制度・事業の連携による総合的な歴史文化を活かしたまちづくりを推進する</li> </ul> </li> </ul>

【「街道集落地区」の保存活用計画】

○位置づけ

- ・街道筋に発展した街道集落とそれを支える農村集落の有機的関連がつくりだす「歴史文化まちづくり資産」

○保存・活用の考え方

- ・多様な「歴史文化まちづくり資産」を有する街道集落と周囲の農地や水路、山林などを一体の関連「資産」として捉え、「歴史文化まちづくり資産」の保存を進めると共に、街道集落の町並みを活用した多様な地域活性化方策を推進する。

⑧史跡八上城跡保存管理計画策定報告書

篠山市教育委員会 平成 18 年 3 月

八上城跡の国指定史跡を受けて、指定地および未指定地において、遺構の分布状況を踏まえてゾーニングを設定し、それぞれ保存管理の基本方針や整備の基本的な方向性を示す整備基本構想を示している。

⑨兵庫県文化財保存活用大綱－歴史文化遺産を未来に伝えるために－

兵庫県教育委員会 令和 2 年 3 月

兵庫県が県内の市町や関係機関、民間団体とともに、国の支援を受けながら、地域の歴史文化遺産を未来へ伝えていくため、その保存と活用を推進するための指針を定めたもので、兵庫県における歴史文化遺産の保存・活用に関する課題を整理し、歴史文化遺産の保存・活用に関する基本理念と基本方針及び取り組みの方向性を示している。

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多様で幅広い歴史文化遺産の保護への対応</li> <li>○歴史文化遺産の積極的な活用</li> <li>○歴史文化遺産を未来に伝える人材の確保</li> <li>○歴史文化遺産を未来に伝える体制の構築</li> <li>○歴史文化遺産の魅力発信の強化</li> </ul>
基本理念	歴史文化遺産の着実な保存、継承と活用を進め、「地域を愛する人」を増やし、「魅力あふれる兵庫」を実現する。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歴史文化遺産の確実な保存対策の実施</li> <li>○歴史文化遺産の積極的な活用</li> <li>○歴史文化遺産を未来に伝える人材の確保</li> <li>○歴史文化遺産を未来へ伝える体制の整備</li> <li>○歴史文化遺産の魅力発信の強化</li> </ul>

⑩丹波地域 地域景観マスタープラン

兵庫県 平成 20 年 7 月

丹波地域の地域景観の特徴を踏まえ、景観形成に係るすべての主体が共有し、丹波地域らしい景観形成を進めていくための指針を示している。

地域景観の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山と農地で創り出されるふるさとの農村景観</li> <li>・山や川、農地、集落、まち、木々などの良好なバランスが創り出す景観</li> <li>・先人が築き上げてきた生活文化の息づく景観</li> </ul>
景観形成の目標	県土の上流地帯であり、大都市近郊の農村地帯でもある丹波地域の景観を、県民共有の財産として将来世代へと守り育てていくとともに、丹波の森宣言の精神に則り、景観形成に係る多様な主体が協働して、丹波らしさを創出、発信していくための景観形成を目指す。

八上城跡が位置する八上内・八上上地区は、地域景観形成の拠点となる区域として重点地区(保全型・まちなみタイプ)に位置付けられ、また山陰旧街道は伝統的なまちなみ景観を有する重点地区等を結ぶ歴史景観軸として位置付けられ、それぞれ景観形成施策の方針が示されている。

タイプ区分	景観形成施策の方針
重点地区 保全型・まちなみタイプ	歴史的景観形成地区指定、建築物の修景助成等により、まちなみの保存・形成を推進するとともに、文化財指定、伝建地区指定に係る文化財施策等との連携を図る。
歴史景観軸	広告物の整序等により歴史の面影を修景・修復するとともに、道路整備事業等の道路施策との連携を図る。

⑪緑豊かな地域環境の形成に関する条例(緑条例)

兵庫県 平成7年3月

丹波篠山市の全域を対象に、緑豊かな景観形成地域における土地利用の方向性、景観形成、住民主体のまちづくりなど地域環境形成基本方針を定めている。

史跡八上城跡が位置する高城山と法光寺山は「森を守る区域」、山裾は「森を生かす区域」、旧街道沿いは「歴史的な町の区域」に指定されている。

環境形成区域	区域の設定
森を守る区域 (第1号区域)	丹波を形づくっている山地森林のうち、特に保全する必要がある区域で、資源林としての活用を図りながら、水源涵養や防災、風景形成等の観点から保全を図る区域。
森を生かす区域 (第2号区域)	山地森林の区域のうち、山裾で傾斜が比較的緩やかな区域で、丹波の森構想で謳われている森との語らいの場として、新しい里山づくりを進めながら、レクリエーション施設、交流施設等の誘導を図る区域。
歴史的な町の区域 (第2項区域)	かつての城下町・宿場町等の区域で、今後、歴史的町並みや文化的な資源を活用したまちづくりを進める区域。



図1-6 丹波篠山市環境形成区域指定図  
八上、日置地区周辺図より一部加筆